指定工事事業者 各位

明石市水道部営業課

お知らせ

平成27年度から、新設及び改造工事の取扱いが下記のとおり変わります。見積りの際には、くれぐれもご注意ください。

(変更となる主なもの)

● φ50m及びφ75mmのメータを設置する場合は、2次側に逆止弁室を設け、その中に 逆止弁とソフトシール仕切弁を設置してください。

ただし、貯水槽及び増圧装置を設置する場合は、逆止弁を省略することができます。

- 4階建て以上の建物の各戸メータは、**パイプシャフト内**に設置してください。
- 既設引込給水管 φ 4 0 mm以上は、過大な給水引込管となるため一般用戸建住宅では利用できなくなります。新たな引込工事が必要となります。
- 工事用の申請では、必ず申請どおりの工事を施工してください。(メータボックス・直結止水栓と蛇口を設置する。)
- φ 4 0 · φ 5 0 mmの給水管を利用する集合住宅等で、1棟のみの場合は末端の排泥弁を 省略することができます。
- 貯水槽設置の建物は、親メータと貯水槽の間に非常用メータを設置してください。
- 架橋ポリエチレン管・ポリブデン管を使用する際はサヤ管ヘッダー工法を基本としていますが、やむを得ず他の工法で使用する場合は、柔軟な材質、また一部の有機薬品(殺虫剤・防腐剤・白蟻駆除剤等)に侵されないよう**保護管等**を施し、固定についても確実に行い、維持管理が容易に行えるように修理が可能な点検口を設けてください。

また、工事完了届提出時に配管状態がわかる写真を添付してください。

● φ 4 0 mmの直結止水栓がリングバルブ付から逆止弁付ボール型止水栓(伸縮式)に変わります。

ただし、材料の在庫があると思いますので、27年度中は併用を認めます。

※ 給水装置工事施行基準を平成27年4月1日付で改訂します。

いろいろと変更になりますので、明石の水道ホームページの給水装置工事施行基準 (新旧対照表)をよく確認してください。(平成27年3月掲載予定)